（様式第２-14号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和３年　７月１日
東串良町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成２６年法律第７８号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

種類				実施地域等		実施期間	実施主体	備考
１号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無			
○				肝属郡東串良町 池之原地区	無	令和３年度　～　令和７年度	池之原地区水土里サークル	継続
○				肝属郡東串良町 岩弘上地区	無	令和元年度　～　令和５年度	岩弘上地区環境保全協議会	変更
○				肝属郡東串良町 溜水・川東地区	無	平成30年度　～　令和４年度	溜水地区環境保全協議会	変更
○				肝属郡東串良町 雪山地区	無	令和元年度　～　令和５年度	雪山地区環境保全協議会	変更